

# 平成20年度 東海農政局行動計画（案）

平成20年3月  
東海農政局

【問い合わせ先】

東海農政局：企画調整室

担当者：室長補佐(基本計画推進) 企画官(総括)

電話：(代表)052-201-7271 (内線 2316 2313)

F A X : 052-219-2673

# - 目 次 -

## - 目標及び平成 20 年度活動計画について -

重点的に推進する事項 1 / 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進 .....	1 ~ 5 頁
重点的に推進する事項 2 / 東海農業・農業関連産業の振興 .....	6 ~ 11 頁
重点的に推進する事項 3 / 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進 .....	12 ~ 16 頁

# - 目標及び平成20年度活動計画について -

## 【 重点的に推進する事項 1 】

### 地域の食料自給率の向上に向けた取組の推進

- 食の安全及び消費者の信頼の確保、消費者等との連携の強化を中心として -

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・ 東海地域のカロリーベースの食料自給率(16年度)は20%、管内各県毎の自給率は、三重県(42%)、岐阜県(26%)、愛知県(13%)。
- ・ 27年度の全国ベースの食料自給率目標(45%)を達成すべく、東海地域においても積極的な取組を行い、農業生産及び消費の両面について目標・指標を設定。今後も東海地域の食料自給率向上のため、必要な目標・指標を検討。
- ・ 食の安全は、BSEや偽装表示問題等を受け、国民の関心が高い重要課題。
- ・ 大消費地名古屋を抱え、全国有数の野菜・畜産等の産地がある東海地域において、「食」と「農」の距離を縮め、食の安全・消費者の信頼を確保することが必要。
- ・ また、一人一人が自らの食について考え、判断できるようにする「食育」を推進。

目 標		平成20年度活動計画																						
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																					
東海地域の食料自給率の向上	東海地域が連携して食料自給率向上に取り組む体制の整備	指 標 : 研究会への参加団体の拡大 目標年度 : H21 担 当 部 : 企画調整室  (単位: 団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>34</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	23	34	37	実 績	-	-	20	31			自給率向上に係る国民一人一人の関心、理解の醸成を図ることを目的として、関係機関、団体等の間で取組に関する意見や情報の交換を行う研究会を開催するとともに、生産者、食品産業事業者等の団体を対象として、毎年、規模の拡大を図る。目標値は、18年度参加団体(H18実績: 20団体)を基に、未参加分野から、3団体/年の新規参加を実現するものとして設定。
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	-	-	23	34	37																		
実 績	-	-	20	31																				
			1, 取組の方向 <b>自給率向上に対する機運の醸成に向けては、各種活動を点から面へ広げていくことが重要である。このことを踏まえ、各種推進活動の実施とともに、食料自給率研究会の開催については、昨年度に引き続き、その参集範囲を地方自治体まで拡大することとする(20年度は、概ね15万人規模の都市が対象)。</b>  2, 具体的取組内容 (1)東海地域食料自給率向上研究会の開催(1回) (2)東海地域食料自給率向上研究会への参加団体の拡大に向けた各種会議等における参加要請(随時) (3)食料自給率に関する勉強会・説明会の開催 <b>及び参加</b> (4回) (4)ふるさと農林水産フェア他各種イベント出展 (5)食料自給率向上に関するパンフレットの配布 <b>(36,000部超)</b>																					

目 標		平成20年度活動計画																							
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																						
	飼料自給率の向上	<p>指 標 : 粗飼料の作付面積の拡大            目標年度 : H21            担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6,400</td> <td>6,900</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>6,462</td> <td>6,069</td> <td>5,960</td> <td>5,888</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度の飼料作付の増加面積            = (10,000ha - 5,960ha) / 9            450ha / 年</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	6,400	6,900	7,300	実 績	6,462	6,069	5,960	5,888			<p>全国飼料増産行動会議で示された平成27年度における東海地域の飼料作付目標面積1万ha(現状5,960ha)を達成するため、これに必要な各年度の目標値を設定。目標値の設定は、各年度の飼料作付の増加面積を約450ha/年とした。</p>	<p>1, 取組の方向 管内各県における飼料自給率の向上に向けた取組を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)東海地域飼料増産推進協議会の開催            (2)東海地域飼料増産推進協議会・現地検討会の開催            (3)普及・推進のためのキャラバンとPR資料の配付</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	6,400	6,900	7,300																			
実 績	6,462	6,069	5,960	5,888																					
	地産地消の推進	<p>指 標 : 地産地消の認知度の向上            目標年度 : H21            担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	47	54	60	実 績	-	-	40				<p>地産地消とは、どんな取組かを消費者に知ってもらい、認知度を向上することにより、地域農業への理解促進、国産品の愛用運動につなげ、もって自給率向上に資するとの観点から目標を設定。目標値は、18年度に各県で実施された「食料に関するアンケート」結果をもとに設定。</p>	<p>1, 取組の方向 地産地消の認知度向上及び地産地消推進計画の策定促進に向けた取組を行うとともに自給率向上や食育と連携した取組を推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)地産地消の推進(パンフレットの作成・配布)            (2)現地実態調査(3県)            (3)優良事例の収集・紹介            (4)地産地消推進計画の策定指導(3県)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	-	-	47	54	60																			
実 績	-	-	40																						
	食育の推進	<p>指 標 : 食事バランスガイドの普及・推進            (食事バランスガイドの認知度向上)            目標年度 : H21            担 当 部 : 消費・安全部</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>61</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H19実績は暫定値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	20	40	50	60	70	実 績	-	30	41	61			<p>17年度に適正な食事の摂取量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」を策定。食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、目標に設定。目標値は、今後より多くの人にバランスのとれた食生活を身に付けてもらえるようイベント実施等により、5年間で認知度を食品トレーサビリティの認知度と同等の70%として設定。</p>	<p>1, 取組の方向 関係者と連携した国民運動としての食育推進に向け、食育推進基本計画と各県の食育推進計画との整合性を取りつつ、教育ファームの推進及び当面の最重要課題である「食事バランスガイド」の認知度向上のための具体的取組を着実に推進する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)関係者と連携した食育の推進のための食育総合展示会等の開催(2回)            (2)19日の「食育の日」を中心とした、普及・活動のため「食事バランスガイド」の活用            (3)6月の食育月間に食事バランスガイドの普及・活用の取組を実施            (4)食育推進のための意見交換会の開催(1回)            (5)東海農政局HP「食育」で情報の発信</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	20	40	50	60	70																			
実 績	-	30	41	61																					

米・麦の消費拡大の推進

指 標 : 米飯学校給食の推進(米飯学校給食の1週間当り実施回数の維持)  
 目標年度 : H21  
 担当部 : 食糧部

(単位:回)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目標	-	3.0	3.0	3.2	3.2	3.2
実績	-	3.0	3.1	3.1		

(注)米粉パン給食はその実態に応じて、米飯給食回数に含む。

基本計画において、学校給食における米飯給食の普及・定着及び米の粉体利用の促進が掲げられており、目標として設定。米飯学校給食の実施回数については、食料自給率向上協議会が「食料自給率向上に向けた行動計画」で目標値として、週3回を設定しているが、東海地域は米飯給食(米粉パン給食を含む)の更なる増加へ向け、取り組むこととし、H19以降は現状より0.1プラスを目標とする。

1. 取組の方向  
 栄養バランスに優れた米を中心とする「日本型食生活」の実践に資するため、ごはん食の推進に向けた普及活動、米飯(米粉パンを含む)給食の回数の維持・定着及び増加などに取り組む。

2. 具体的取組内容  
 (1) 学校給食関係者との情報交換等(随時)  
 (2) ごはん食(日本型食生活)推進に向けたイベント等の開催  
 (3) 「めざましごはんキャンペーン」を通じた朝ごはんの重要性のPR活動

指 標 : 米粉食品の普及・推進(米粉食品取扱店数の増加)  
 目標年度 : H21  
 担当部 : 食糧部

(単位:店)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目標	-	23	27	43	50	58
実績	19	29	36	44		

食料自給率向上協議会が計画目標とする米粉新食品の認知度(30%)を達成するため目標を設定。目標値は、これまでの取組成果を考慮しH21の目標設定を平成17年度実績の倍増とした。

1. 取組の方向  
 食の多様化、簡便化に対応するため、米粉食品の認知度の向上を図ることとし、米粉パン等の米粉食品取扱店の情報の収集及び提供に取り組む。

2. 具体的取組内容  
 (1) 米粉食品の認知度を向上させるためのフォーラム等の開催(年1回)  
 (2) 米粉食品の普及・推進に向け、局HP等による取組例等の情報発信

目 標		平成20年度活動計画																						
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																					
食の安全及び消費者の信頼の確保	JAS法に基づく食品表示の適正化の推進 (表示実施率の向上、不適正表示の減少)	指 標 : 生鮮食品の適正な品質表示確保率 目 標 年 度 : H 21 担 当 部 : 消費・安全部	食品表示については、消費者に食品の情報が正確に伝わるのが重要であることから、目標として設定。 目標値は、16年度調査実績を基に、Aランク店舗を10%程度増加するように設定。  <16年度調査実績> Aランク店舗の割合 ・名称表示 : 73.2% ・原産地表示 : 61.4%																					
		名称表示に係るAランク店舗の割合 (単位:%)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>73.2</td> <td>78.1</td> <td>88.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	75	77	79	82	85	実 績	73.2	78.1	88.5			
				H16	H17	H18	H19	H20	H21															
目 標	-	75	77	79	82	85																		
実 績	73.2	78.1	88.5																					
(注)Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。																								
		原産地表示に係るAランク店舗の割合 (単位:%)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>71</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>61.4</td> <td>68.0</td> <td>83.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	63	65	68	71	75	実 績	61.4	68.0	83.4				
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																		
目 標	-	63	65	68	71	75																		
実 績	61.4	68.0	83.4																					
		(注)Aランク店舗とは、全ての生鮮食品に表示のある店舗をいう。																						

H20活動計画

1, 取組の方向  
消費者に軸足を置いた分かりやすい表示制度を目指して、食品表示監視調査、食品表示制度の普及・推進、関係行政機関との連携を柱に取組を行う。監視調査については、実施計画に基づき効果的に行う。本年度から始まる中間業者への監視については、業者数が膨大になることから、効率的に実施する。食品表示110番には迅速、確実に対応する。消費者、事業者等を参集した懇談会、フォーラム、セミナーの開催等の食品表示制度の普及・推進は若年層から高齢者まで、幅広い取組を行う。特に出張講座では業者間取引における表示義務拡大を重点的に取り上げ、食品製造業者の理解を深める。また、事業者、生産者に対し食品表示制度、法令遵守等を推進する。東海3県、消費安全技術センター、公正取引委員会等、関係機関と連携した食品表示の適正な運営に努める。特に新しく各県食衛法、景表法担当、警察との連携強化に努める。新しく配置される統括・表示規格指導官を中心に、地方農政事務所の調査、関係機関の総合的管理を一体的に進める。

2, 具体的取組内容

- (1)食品表示110番への情報提供に対する対応は原則5日以内とし、進行管理と記録・保存を確実に実施
- (2)東海地区食品表示懇談会の開催(3回)
- (3)食品表示地域フォーラム、セミナー開催に係る指導・助言
- (4)職員研修の開催(2回以上)
- (5)中部運輸局との意見交換会(1回)
- (6)東海3県の表示担当者との意見交換会の開催(1回)
- (7)東海・北陸地域における食品表示関係機関連絡会議の開催(2回)
- (8)県のJAS部局、食衛部局、景表法部局及び警察との連携強化のための定期的な連絡会議の開催
- (9)県との情報の共有化及び連携の強化に関する交換会(1回/月)
- (10)消費者を対象にした親子食品表示パトロール隊の実施(3回以上)
- (11)消費者団体、事業者等の集会や大学、生涯学習等幅広い層にアプローチして食品表示の適正化、法令

				<p>遵守に向けた出張講座を実施。アンケート調査を行い、今後の普及・推進に活用</p> <p>(12) 食品の業者間取引の説明会について出張講座等にあわせ引き続き積極的に開催</p> <p>(13) 県・市町村・保健所等関係機関や各部等の開催するイベントを通じた消費者・事業者に対する食品表示110番及び出張講座の周知徹底</p>																					
<p>消費者等とのコミュニケーションの推進</p>	<p>指 標：リスクコミュニケーション開催を評価する者の割合</p> <p>目標年度：H21</p> <p>担当部：消費・安全部</p>	<p>(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="548 507 1124 593"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>88</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	90	90	90	実績	92	89	88				<p>リスクコミュニケーションを評価するには、情報提供内容、意見交換会の内容等様々な要素がありこれらを総合的に判断するため、開催における評価を目標値として設定する。</p> <p>目標値は、これまでのアンケート調査結果(17年度89%、18年度88%)を基に設定。</p>	<p>1、取組の方向</p> <p>消費者等との交流を推進するため、幅広い関係機関と連携の上、意見交換、情報提供の場を拡大するとともに、職員の説明能力の向上を図る。また、食品の安全性に関するテーマで説明会、コミュニケーションを重点的に進めることとし、実施に当たっては、積極的なPRに努める。</p> <p>2、具体的取組内容</p> <p>(1) 食品に関する意見交換会の開催(1回)</p> <p>(2) 消費者団体との懇談会の開催(1回)</p> <p>(3) 管内生協との懇談会等の開催(2回)</p> <p>(4) 消費者の部屋セミナーの開催(4回)</p> <p>(5) 一般消費者との懇談会の開催(2回)</p> <p>(6) 職員研修の開催(2回)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目標	-	-	-	90	90	90																			
実績	92	89	88																						

## 【 重点的に推進する事項 2 】

### 東海農業・農業関連産業の振興

- 東海の特徴を活かした食料産業の振興 -

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・中部国際空港開港を契機に、機内食向けのカット野菜等の加工処理場の整備、県産農林水産物の輸出の動き、愛知万博での県内企業が生産したバイオマス食器の使用など、新たな農業・農業関連産業が萌芽。
- ・東海農業の重要部門である野菜は、近年の輸入農産物の急増等により経営悪化の傾向。野菜産地の改革（生産コストの低減、高付加価値化等）を図る必要。また、畜産は、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、家畜排せつ物の適切な処理・利用、自給飼料の確保といった課題解決が必要。
- ・東海の水田農業は、農作業受委託を中心とした大規模かつ先駆的な営農システムが出現する一方で、零細な稲作経営も存在。新たな食料・農業・農村基本計画においても、地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務と位置付け。
- ・整備された優良農地、農業水利施設の保全・改良更新を進め、農業生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

目 標							平成20年度活動計画	
項	目	指標、目標値、達成状況等					目標設定の考え方	
効率的かつ安定的な農業経営の構築（土地利用型を中心に）	水田農業経営を中心とした担い手の育成	指 標 : 認定農業者数 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体)					「認定農業者」は、担い手の育成に当たっての基本となる制度であることから、目標として設定。目標値は、管内各県担い手育成総合支援協議会が作成したアクションプログラムの目標数値を踏まえ設定。	
		H16	H17	H18	H19	H20		H21
		目 標	-	7,400	8,500	9,600	10,500	11,200
		実 績	6,803	7,041	8,209	8,997		
		(注) : H19実績はH19年12月末(暫定値)						
		指 標 : 一定の条件を備えた集落営農組織 目標年度 : H21 担 当 部 : 生産経営流通部 (単位: 経営体)					( 指標の見直しを含め検討中 )	
		H16	H17	H18	H19	H20		H21
		目 標	-	-	-	-	検討中	検討中
		実 績	-	-	-			

1, 取組の方向  
市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、認定農業者等担い手の育成・確保を図るとともに水田経営所得安定対策の対象者の要件を満たしていない者に対しては、要件を達成するよう、県担い手育成総合支援協議会等と連携し個別指導を実施。満たしている(満たした)者に対しては、県担い手育成総合支援協議会等を通じ具体的な対策の加入手続きに関する情報を前広に提供し、確実な加入を誘導・確認する。

- 2, 具体的取組内容
- (1) 集落レベル等への局幹部等による「いつでもどこでも担い手相談会」の開催(30地区)
  - (2) 担い手基本台帳に基づく、県と連携した個別指導の実施(水田経営所得安定対策出張受付: 約50回)
  - (3) 「水田経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)の相談活動の継続実施
  - (4) 担い手育成・確保及び水田経営所得安定対策を推進するためのPR資料の作成、関係機関等への配布、局HPでのPR
  - (5) 担い手の育成・確保を推進するための施策の周知徹底等の実施(県担い手育成総合支援協議会等担い手担当者会議(3回: 4月 10月 1月))

<p>指 標 : 担い手への農地(水田)利用集積面積          目標年度 : H21          担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>47.3</td> <td>51.3</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>39.3</td> <td>41.4</td> <td>43.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注): H19実績は推計値</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	47.3	51.3	55.3	実 績	-	39.3	41.4	43.6			<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積は、農業の持続的な発展のための重要な施策であることから担い手への農地(水田)利用集積面積を目標として設定。</p> <p>目標値は、管内各県の水田面積に今後の農地面積のすう勢を勘案の上、管内各県の基本方針で示された目標集積率を踏まえて設定(当該目標値は、農業経営の展望の目標と整合)。</p>	<p>1 取組の方向          市町村等に対し、農地利用集積関係事業の積極的な活用等について働きかけを行い、担い手への農地利用集積を<u>図るとともに、農地の分散錯圃を解消するため、面的な集積を促進する。</u></p> <p>2 具体的取組内容          (1)農地利用集積に関する市町村等への推進活動(30回/集積率等を考慮の上、対象市町村を選定)          (2)「農地利用集積事務の案内」(マニュアル)2,000部を作成し、市町村等に直接配布して利用集積を働きかけるとともに、局ホ-ムペ-ジでPR          (3)農地利用集積を推進するための施策の周知徹底(県等担当者会議3回:4月 10月 1月)  <b>(4)面的集積事例、市町村単独事業実施事例の収集と情報発信</b></p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
目 標	-	-	-	47.3	51.3	55.3																	
実 績	-	39.3	41.4	43.6																			
<p>指 標 : 基盤整備による担い手への農地利用集積面積          目標年度 : H21          担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位:ha)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>1,290</td> <td>1,400</td> <td>1,770</td> <td>1,870</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>1,190</td> <td>1,430</td> <td>1,670</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970	実 績	1,190	1,430	1,670				<p>担い手の育成・確保に向け、基盤整備実施地区における担い手の農地集積が重要であることから、農地利用集積面積を目標として設定する。</p> <p>目標値は、各種基盤整備事業の受益面積4,761haを基に、これまでの実績を踏まえて設定する。</p>	<p>1 取組の方向          基盤整備による農業構造改革を加速化するため、各県・市町村・土地改良区と連携を図りながら、担い手への農地の集積を促進する。</p> <p>2 具体的取組内容          担い手への農地の利用集積を促進するため、県、市町村、土地改良区等を対象とする事業制度の説明会を開催(各県1回)。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
目 標	-	1,290	1,400	1,770	1,870	1,970																	
実 績	1,190	1,430	1,670																				
<p>一般企業等の農業への参入</p> <p>指 標 : 一般企業等の農業への参入          目標年度 : H21          担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(注)H19実績は3月末見込み</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	16	22	28	実 績	-	4	9	16			<p>意欲的な企業の農外からの新規参入を促進することは国内農業の体質強化を図るために重要な制度であることから、一般企業等の農業への参入を目標として設定。</p> <p>目標値は、特定法人貸付事業の実施を基本構想に位置づけた管内の市町村数を踏まえて設定(この目標値は、21世紀新農政2006の目標と整合)。</p>	<p>1、取組の方向          建設業界、食品業界等の団体等に対して制度及び支援施策をPRするとともに、県、市町村、農業会議との連携のもとに、特定法人貸付事業による一般企業の農業参入を加速化する。</p> <p>2、具体的取組内容          (1)出張セミナーによる推進活動(20回)          中部地区建設産業再生支援協議会、商工会議所等の各種セミナー等に出向き制度及び支援施策をPR          (2)ホームページ等を活用した情報提供          7、局ホームページ等を随時更新し、最新の支援施策や参入区域、参入事例等の情報を発信          1、各種イベントにおいて一般企業等の農業参入の促進に係るパンフレットを配布(2,000部)          (3)市町村に対する助言・指導(20市町村)          基本構想に特定法人貸付事業を位置づけた市町村を対象に巡回し、参入促進を図る上での課題等を明確にした上で適切な指導を実施</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																	
目 標	-	-	-	16	22	28																	
実 績	-	4	9	16																			

目 標		平成20年度活動計画																																												
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																											
	農業生産基盤の整備	<p style="text-align: center;"><b>【指標の見直し】</b></p> <p>指 標：基幹水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための機能診断、機能保全計画の策定数</p> <p>目標年度：H21 担当部：整備部</p> <p style="text-align: center;">国営造成施設 (単位：施設単位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>111</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71</td> <td>92</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「施設単位」：点的施設は1カ所=1施設単位 水路は5km=1施設単位と勘定</p> <p style="text-align: center;">県営造成施設 (単位：地区数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>37</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	-	111	127	実績	-	-	71	92				H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	-	37	43	実績	-	-	7	25			<p>農業水利施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかる全てのコスト)を低減するため、基幹的水利施設の機能診断、機能保全計画策定を実施。国営造成施設は、H23年度までに全ての施設を対象に実施。県営造成施設は、H22年度までに緊急性の高い施設を対象に実施。このための年度ごとの目標値を設定。</p>	<p>(4) 参入希望法人への対応手引書の作成・配布(100部) 参入希望法人が現れた場合の対応方法についてまとめた簡単な手引き書を作成し、市町村へ配布</p> <p>1 取組の方向 良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保に向けて、農業水利施設の適切な更新・保全管理を実施するため、県・市町村・土地改良区等と連携して機能保全計画を策定する。また、施設の機能診断に基づき劣化の状況に応じて予防保全と更新整備を適切に選択し、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメント手法の導入を図る。</p> <p>2 具体的取組内容 (1) 国営造成施設 国営造成水利施設保全対策指導事業により、7地区(19施設単位)を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 (2) 県営造成施設 基幹水利施設ストックマネジメント事業により、12地区を対象に機能診断、機能保全計画策定を実施 (3) 説明会の開催 ストックマネジメント事業を円滑に推進するため、具体的な機能診断内容等の説明会を開催(1回)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	-	-	-	111	127																																								
実績	-	-	71	92																																										
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	-	-	-	37	43																																								
実績	-	-	7	25																																										
国際競争力のあ る産地づくり	麦、野菜、畜産 等産地の体質強 化	<p style="text-align: center;"><b>【新規】</b></p> <p>&lt; 麦 &gt; 指 標：小麦の新品種作付面積シェアの拡大 目標年度：H21 担当部課：生産経営流通部 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>44</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>30</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新品種とは麦新品種緊急開発プロジェクト(H11~18)等により開発された品種</p> <p>(注) 新品種とは麦新品種緊急開発プロジェクト(H11~18)等により開発された品種 うち奨励品種：イワイノダイチ(岐阜県、愛知県) アヤヒカリ、ニシノカオリ(三重県) タマイズミ(岐阜県、三重県)</p>		H18	H19	H20	H21	目標	-	-	44	47	実績	30	37			<p>実需者ニーズに応じた良質麦の計画的な生産及び生産コストの低減を図るため、高品質で収量性の高い新品種の作付面積シェアの拡大を目標として設定。 目標値は、麦産地協議会単位で策定した産地強化計画等を踏まえ各県において品種別作付目標(計画)面積を設定。</p>	<p>1、取組の方向 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会を開催し、実需者と連携した新品種の評価活動を行うとともに、JAや関係行政機関等で構成する産地協議会が策定した産地強化計画に基づく新品種への作付転換を推進する。</p> <p>2、具体的取組内容 (1) 東海地域麦類良質品種実用化・普及促進協議会の開催(1回) (2) 麦生産対策会議の開催(2回) (3) 現地検討会の開催(1回) (4) 現地指導(1カ所)</p>																											
	H18	H19	H20	H21																																										
目標	-	-	44	47																																										
実績	30	37																																												

< 野菜 >  
 指 標 : 産地強化計画における認定農業者数  
 (計画策定指定産地: 67産地)  
 目標年度 : H21  
 担 当 部 : 生産経営流通部

(単位: 経営体)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	-	-	-	2,478	2,664	2,850
実 績	-	-	2,292			

産地強化計画の推進指標として、認定農業者数を目標として設定。目標値は、産地強化計画における認定農業者数として設定。

- 1, 取組の方向  
 認定農業者の育成を図るため、産地ごとの取り組み進捗状況をみながら他産地(優良)事例を紹介しつつ個別産地の指導を行う。
- 2, 具体的取組内容  
 (1) 推進会議の開催(2回)  
 (2) 現地検討会の開催(2回)  
 (3) 現地調査・指導(5カ所)

< 畜産 >  
 指 標 : 認定農業者の認定率  
 目標年度 : H21  
 担 当 部 : 生産経営流通部

(単位: %)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	-	31	36	42	50	52
実 績	28	32	46			

高齢化、後継者不足等により、畜産部門の担い手の育成、確保が急務となっていることから、目標として設定。目標値は、当初、酪肉近代化基本方針の具体化に向けた工程表に係る「認定農業者の認定率向上に向けた地域計画」をもとに設定したが、H18でH20までの目標を達成したことから、H20の目標を上方修正。

- 1, 取組の方向  
 認定農業者の認定率の向上を図るため、引き続き、ブロック会議の開催や現地指導等を実践する。また、取組状況のフォロー・アップのため、実績調査の実施・取り纏めを行う。
- 2, 具体的取組内容  
 (1) 19年度実績調査の実施・とりまとめ(6月)  
 (2) ブロック会議等の開催(2回)  
 (3) 現地指導(10カ所)

**【見直新規】**

GAP(農業生産工程管理)の導入・普及の推進

指 標 : GAPを導入する産地の育成  
 目標年度 : H21  
 担 当 部 : 生産経営流通部

(単位: 産地)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	-	-	-	-	50	100
実 績	-	-	-	-		

平成23年までにおおむね全ての主要な産地でGAPの導入を図ることとし、主要作物(稲・麦・大豆・野菜・果樹)で産地強化計画を策定した産地内の、85%に当たる200産地で導入を図る。目標値は、H23までの4年間で200産地(50産地/年)を拡大するものとして設定。

- 1, 取組の方向  
 県を通じ、マニュアルやパンフレットを配布し普及を図るとともに、強い農業づくり交付金の採択要件にすることにより推進を図る。
- 2, 具体的取組内容  
 (1) 推進会議の開催(2回)  
 (2) マニュアル等の説明・配布(5カ所)  
 (3) 導入状況調査(2回)  
 (4) 現地調査・指導(5カ所)

目 標		平成20年度活動計画																										
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																									
	輸出促進に向けた取組の促進	<p>指 標 : 農産物等の輸出品目の拡大            目標年度 : H21            担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:品目)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)目標数値は農業団体等の生産現場における取組数</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	4	5	6	9	9	実 績	3	4	6	8			<p>グローバル化、国際交流機能(港湾、空港)の充実等の状況を踏まえ目標として設定。            21年度までに、テスト輸出、見本市等により輸出品目を拡大。</p>				<p>1, 取組の方向            東海地域の輸出促進をより一層推進するため、<b>東海地域農林水産物等輸出促進協議会を中心として</b>、各関係機関との連携強化を図り、管内各県及び地域段階の輸出促進団体等を支援する。  <b>輸出促進セミナー・国内外バイヤーとの商談会を開催するとともに</b>輸出産地への現地調査及び輸出関係者との意見交換を随時実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」総会及び講演会の開催(1回)            (2)「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」幹事会及び担当者会議の開催(1回)            (3)「農林水産物・食品輸出セミナー・商談会(仮称)」の開催(1回)            (4)局内推進チーム会議(2回)            (5)現地指導・調査(3県)            (6)輸出関係者との意見交換(5回)</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																						
目 標	-	4	5	6	9	9																						
実 績	3	4	6	8																								
農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	農業と食品産業等との連携の促進(産学官連携を含む)	<p style="text-align: center;"><b>【指標の見直し】</b></p> <p>指 標 : 地域資源活用プログラム計画認定数のうち農業・食品産業部門の計画認定数            目標年度 : H21            担当部課 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:計画)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		H19	H20	H21	目 標	-	10	14	実 績	8			<p>東海地域の農林水産物に            関係する地域資源品目数            223(愛知99、岐阜76、三重48)から目標を推計</p> <p>(参考)            実績は、地域資源活用プログラムの計画認定数で把握する。            なお、計画認定は同プログラムの最終目標年のH23までに全国で1,000計画を認定するよう目標設定されているが、年度別やブロック別の目標が設定されていない。            このため、東海地域における各県基本構想の地域資源数の農林水産物認定数を指数化し、年度別に算出したもので推計する。</p>				<p>農業・食品産業が連携する地域の活性化については、産学官の連携集団のクラスター以外にも、個別企業や先進的農業者が地域の特色ある農林水産物を利用した連携事例が生じている。            19年度から「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、地域の「強み」となりうる地域産業資源(農林水産物、産地の技術、観光資源)を活用した中小企業者による事業活動(新商品・新サービスの開発・市場化)を支援し、地域経済の活性化を図ることが開始されている。            この地域産業資源の多くが、地域における農林水産物であり、その活用は自給率向上の一助となりうる可能性を秘めており、また、地域の農業と食品産業の連携を強化し、地域活性化への即効性や貢献度が大きいと考えられる。            このため、中小企業対応型連携施策の「地域資源活用プログラム」により、計画認定総数のうち地域の農林水産物を活用した認定数を指標とした農工商連携の支援を図ることとする。</p> <p>1, 取組の方向            地域資源活用プログラムについては、中小企業基盤整備機構の計画認定のための現地調査・認定会議等に積</p>									
	H19	H20	H21																									
目 標	-	10	14																									
実 績	8																											

			<p>極的に参加するとともに、地域資源素材の発掘や連携の動きを積極的に支援・育成する。</p> <p>2, 具体的取組内容  (1) 地域資源活用プログラム計画認定の支援作業に参画  (2) 地域資源素材のリスト化  (3) 計画認定促進会議等の開催 等</p>
--	--	--	---

目 標		平成20年度活動計画
項	目	
その他	花き	<p>担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p>1, 取組の方向  花き産業振興方針に定められているホームユース需要を中心とした需要拡大や花育の推進に向けたアンケート調査、イベント、普及活動等の推進に向けた取組を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容  (1) アンケート調査  東海3県の一般消費者を対象とした花や緑に関するアンケート調査を実施(1回)  (2) 検討会等の開催  調査結果を踏まえ、イベントや普及活動等のあり方を検討(2回)  (3) イベント等の開催  (2)の検討結果を踏まえ、花き業界関係者と連携したイベントや普及活動等の実施(1回)  (4) 現地指導等(10カ所)</p>
	鳥獣害対策	<p>担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p>1, 取組の方向  鳥獣害総合対策事業(新規)により市町村等地域が策定する鳥獣害防止総合計画に基づきハード、ソフト両面による総合的な対策を推進するとともに、「農作物鳥獣害対策ネットワーク東海」、「東海地域鳥獣害メーリングリスト」及びメールマガジンにより情報発信の強化を図る。また、東海地域を対象とした研修会を開催する。</p> <p>2, 具体的取組内容  (1) 東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会の開催(1回)  (2) 研修会の開催(1回)  (3) 現地指導(3県)  (4) 東海地域鳥獣害メーリングリスト、農作物鳥獣害対策ネットワーク東海及びメールマガジンの発行(2回/年)による情報発信</p>

## 【 重点的に推進する事項 3 】

### 環境・資源の保全と魅力あるむらづくりの推進

- 農業・農村環境と地域資源の保全、都市との双方向交流 -

#### 重点的に推進する事項設定の考え方

- ・環境問題に対する関心が高まる中、農業全体について環境保全を重視したものに転換することが不可欠。
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月閣議決定)に基づき、関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進。温暖化防止、循環型社会の形成、新産業の育成、農林水産業・農山漁村の活性化などの効果に期待。
- ・東海における耕地面積は、平成5年以降の10年間の推移をみると、8.1%減と全国7.6%を上回って減少。東海地域の農業を支える整備された優良農地、農業水利施設について、食料の安定供給、多面的機能の発揮を図るため、将来にわたって維持・保全していくことが重要。
- ・東海3県で人口は1千万人を超え、中央部に名古屋市をはじめとする都市地域が位置し、その周辺に農村地域が広がる。また、高速道路などの交通網が発達し、伊勢湾等の港湾や中部国際空港などの国際交流機能も有する。このような特性を活かした都市との交流や魅力ある農村づくりを推進。

目 標		平成20年度活動計画																									
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																								
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	指 標 : 農地面積(農業振興地域農用地区域内(H11年度を基準に目標値を設定))	優良農地の面的な確保を基本として、各県の農業振興地域整備基本方針における目標値(H21)から設定。 岐阜県 : 45.9千ha 愛知県 : 65.2千ha 三重県 : 55.7千ha 計 : 166.8千ha																								
		目標年度 : H21 担 当 部 : 農村計画部 (単位:千ha)																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H11</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>169</td> <td>164</td> <td>163</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H11	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	167	167	167	167	167	実 績	169	164	163				1, 取組の方向 優良農地の確保のため、毎年度、耕作放棄地の現状把握し、当該市町村の実情に即した、耕作放棄地解消と農地の有効活用の促進を図る。  2, 具体的取組内容 (1)農振制度の各県別市町村勉強会の開催(3回) (2)耕作放棄地対策推進幹事会及びワーキンググループ(WG)の開催 (3)耕作放棄地対策推進のための市町村との意見交換(2市町村以上/県) (4)平成19年度に国が作成した耕作放棄地解消ガイドラインによる「市町村耕作放棄地解消計画」策定の支援 (5)耕作放棄地重点解消モデル地区への支援			
	H11	H17	H18	H19	H20	H21																					
目 標	-	167	167	167	167	167																					
実 績	169	164	163																								

目 標		平成20年度活動計画																																												
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																											
地域資源の保全を通じた農村環境の保全	農地及び農業用水等の保全	<p style="text-align: center;"><b>【指標の見直し】</b></p> <p>指 標 : 農地・水・環境保全向上対策(共同・営農活動)地区面積</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>66</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位:百ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	60	66	66	実 績	-	-	-	65				H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	27	27	実 績	-	-	-	26			<p>農地、農業用水、農村環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動が実施されることを目標に、次に示す地元要望等に基づき設定する。</p> <p>(地域要望等に基づき設定)</p> <p>共同活動</p> <p>岐阜県: 25 千ha 愛知県: 29 千ha 三重県: 12 千ha 計 66 千ha</p> <p>営農活動</p> <p>岐阜県: 600 ha 愛知県: 1,800 ha 三重県: 300 ha 計 2,700 ha</p>	<p>1 取組の方向</p> <p>農業農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源の保全の重要性等を広く国民(地域住民・消費者)に理解・醸成してもらうため、地域ぐるみの「共同活動」と農業者ぐるみの「営農活動」が地域に定着するとともに、今後は質の向上が図られるよう支援活動や普及活動を展開する。</p> <p>2 具体的取組内容</p> <p>(1)地域協議会の運営向上を目的に管内担当者会議を実施(1回)するとともに、地域からの個々の課題等に対して、県・市町村等と連携し、活動組織との意見交換会を現地で実施(各県1回)</p> <p>(2)非農業業者の参加促進等の活動実施の支援、活動組織間の情報交換、消費者の理解の醸成等を目指し、「とうかい水土里フォーラム」等を開催(3回)</p> <p>(3)活動組織の取組の質的向上をめざすため、共同活動及び営農活動の優良な取組事例等を作成、農政局ホームページ等により情報発信</p>
			H16	H17	H18	H19	H20	H21																																						
目 標	-	-	-	60	66	66																																								
実 績	-	-	-	65																																										
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	-	-	-	-	27	27																																								
実 績	-	-	-	26																																										
		<p style="text-align: center;"><b>【新規】</b></p> <p>指 標 : 優良農地の確保・保全面積(農地防災事業により農業災害の防止が図られる農地面積)</p> <p>目標年度 : H21</p> <p>担 当 部 : 整備部</p> <p style="text-align: right;">(単位:千ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>4.7</td> <td>6.9</td> <td>10.1</td> <td>13.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)実績は平成16年度以降の累計面積</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	-	-	-	16.0	18.0	実 績	4.7	6.9	10.1	13.2			<p>農業災害の防止を図り、農業の持続的な発展に資することを目的として実施する。農地防災事業の個別事業の整備が完了する面積を目標値として設定する。</p>	<p>1 取組の方向</p> <p>東海地域の農地防災事業は、濃尾平野の低平地帯を始めとする湛水防除や地盤沈下対策、都市化の進行による水質悪化等による水質保全対策、丘陵地や中山間地域における農業用ため池等の整備を中心に実施している。また、東海・東南海地震に係る地震防災対策地域等に指定されており、農業用排水施設等の耐震対策を踏まえた整備の推進に併せて、ソフト事業の充実を図り、より一層の農地・農業用施設の保全を図る。</p> <p>2 具体的取組内容</p> <p>(1)事業促進を図るため、事業主体に対し事業制度の説明会等を実施(説明会1回、各県別打合せ1回)する。</p> <p>(2)ため池のハザードマップの作成等の防災・減災対策の取組を行うため、県、市町村、管理者等との検討会を開催(各県1回)する。</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目 標	-	-	-	-	16.0	18.0																																								
実 績	4.7	6.9	10.1	13.2																																										

<p>環境保全型農業の推進</p>	<p>環境保全型農業の推進</p>	<p>指 標 : エコファーマーの育成・確保          目標年度 : H21          担 当 部 : 生産経営流通部</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>3,347</td> <td>3,760</td> <td>4,772</td> <td>4,886</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>2,934</td> <td>3,298</td> <td>4,359</td> <td style="color: red;">4,796</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 目標は各県長期計画の積み上げ</p>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000	実 績	2,934	3,298	4,359	4,796			<p>環境にやさしい農業生産を行う農業者であるエコファーマーの認定件数を目標として設定目標値は、各県が目標として掲げているエコファーマー認定件数をもとに設定。</p> <p>(注)平成19年4月「農地・水・環境保全向上対策」対策開始時点の各県の申請状況を踏まえ、エコファーマーの認定件数を目標を見直した。</p>	<p>1, 取組の方向  <b>持続農業法に基づくエコファーマーの認定について着実な推進を図るとともに、18年12月の「有機農業法」に施行に伴い、環境保全型農業の中に有機農業を明確に位置づけ、推進する。</b></p> <p>2, 具体的取組内容          (1)推進会議の開催(2回)          (2)セミナーの開催(1回:参加者100名)          (3)エコファーマーとの現地意見交換会開催(1回)          (4)環境保全型農業に係る情報の提供(HPのデータ更新及び「農地・水」事例紹介)  <b>(5)現地指導・調査(5カ所)</b></p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	3,347	3,760	4,772	4,886	5,000																			
実 績	2,934	3,298	4,359	4,796																					
<p>バイオマス利活用の推進</p>	<p>バイオマス利活用の推進</p>	<p>指 標 : バイオマスタウン構想策定市町村数          目標年度 : H21          担 当 部 : 企画調整室</p> <p style="text-align: right;">(単位:市町村)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td style="color: red;">5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目 標	-	3	6	6	11	16	実 績	0	0	2	5			<p>新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」の具体的目標(平成22年度までにバイオマスタウン構想を300程度)を準用するとともに、計画作成や事業の実施などのバイオマスの利活用の取組を促進することを目的として設定。          目標値は、平成18年3月策定された新たな「バイオマスニッポン総合戦略」を基に設定。</p>	<p>1. 取組の方向  <b>様々な機会を積極的に捉え、バイオマス利活用について普及・推進を図るとともにバイオマス・タウン構想の策定を推進する。</b>          また、農水省としてバイオマス燃料の取り組み強化を打ち出していることから、BDF・エタノール等の推進も積極的に図っていく。</p> <p>2, 具体的取組内容  <b>(1)環境バイオマス総合対策推進事業を通じ市町村のバイオマス賦存量調査やセミナーによる普及等を行い、バイオマスの利活用やバイオマスタウン構想策定を推進</b>          (2)東海農政局ホームページでバイオマス利活用に関する情報提供          (3)バイオマスメールニュース(事務局/本省)の発行(1回/月程度)          (4)市町村に足を運びバイオマス利活用の普及・推進やバイオマスタウン構想策定の推進を図る(6回程度)          (5)その他、各種イベントを通じて一般市民に対するバイオマスニッポン総合戦略のPR(1~2回)を行う。</p>
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																			
目 標	-	3	6	6	11	16																			
実 績	0	0	2	5																					

目 標		平成20年度活動計画																																												
項	目	指標、目標値、達成状況等	目標設定の考え方																																											
都市と農村の交流	都市と農村の交流	<p>指標 A : 主な交流促進施設の入込客数            目標年度 : H21            担当部 : 農村計画部</p> <p>(単位:万人)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr><td>目標</td><td>-</td><td>1,540</td><td>1,580</td><td>1,620</td><td>1,660</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>実績</td><td>1,500</td><td>1,554</td><td>1,730</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>指標 B : 主な農林漁業体験民宿宿泊者数            目標年度 : H21            担当部 : 農村計画部</p> <p>(単位:千人)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr><td>目標</td><td>-</td><td>16.4</td><td>16.8</td><td>17.2</td><td>17.6</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>実績</td><td>16.0</td><td>16.9</td><td>20.3</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700	実績	1,500	1,554	1,730					H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0	実績	16.0	16.9	20.3				<p>農業・農村体験等を提供できる施設や民宿の利用者数を目標として設定。目標値は、施設の増加に伴う既存施設への影響も考慮し、緩やかな増加目標として設定。</p>	<p>H20活動計画</p> <p>1, 取組の方向            都市と農村の交流促進を図るためには、引き続き、東海地域の特徴を活かした美しい農村づくり、都市住民等への農村の魅力の発信、関係者間の情報の共有、関係機関との連携が重要との観点から、様々な取組を推進する。特に、情報発信については、国の施策が行政機関向けだけでなく、民間団体等についても、その対象を拡大していることから情報発信を強化する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)景観法適用市町村との意見交換及び情報提供            (2)ホームページの充実等情報発信の強化            (3)民間団体等(特にNPO法人)に対する情報発信            (4)東海地域における都市と農山漁村の共生・対流連絡会議の開催(2回)  <b>(5)「こども農山漁村交流プロジェクト」受入地域拡大に向けた活動取組</b>  <b>(6)他省庁が設置する協議会等への積極的な参加による情報発信</b></p>
		H16	H17	H18	H19	H20	H21																																							
目標	-	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700																																								
実績	1,500	1,554	1,730																																											
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	16.4	16.8	17.2	17.6	18.0																																								
実績	16.0	16.9	20.3																																											
	多面的機能の理解促進に関する取組	<p>指標 : 田んぼの生きもの調査共同調査団体数            目標年度 : H21            担当部 : 農村計画部 / 整備部</p> <p>(単位:団体)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr><td>目標</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>20</td><td>40</td><td>60</td></tr> <tr><td>実績</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	-	-	20	40	60	実績	-	-	-	28			<p>地域に密着し、広く理解を求めため、共同調査に参加する「団体数」を目標として設定。目標値は、H18における田んぼの生きもの調査のうち、国・県で実施した調査(24地区)に共同参加した団体数の実績(19団体)をもとに、今後3年間に参加する延べの団体数を設定。</p>	<p>1, 取組の方向            農業農村の持つ多面的機能について、広く一般国民への理解を促進し、都市農村交流、農地・農業用水等の資源保全活動などに結びつけるための取組を関係機関と連携して実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容            (1)国、県が行う田んぼの生きもの調査(24地区)            (2)県が行う調査への積極的な参加(4地区)</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	-	-	20	40	60																																								
実績	-	-	-	28																																										
農村地域の生活環境の向上	農村部の污水处理施設の普及	<p>指標 : 農業集落排水施設の整備率            目標年度 : H21            担当部 : 整備部</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr><td>目標</td><td>-</td><td>55</td><td>58</td><td>63</td><td>65</td><td>67</td></tr> <tr><td>実績</td><td>52</td><td>59</td><td>61</td><td>64</td><td></td><td></td></tr> </table>		H16	H17	H18	H19	H20	H21	目標	-	55	58	63	65	67	実績	52	59	61	64			<p>都市と比べ整備の遅れている污水处理施設の普及を推進する。目標値は、個別事業の実施状況を踏まえ、各年度の目標整備率を設定。</p>	<p>1, 取組の方向            農村における污水处理施設の普及のため、市町村に対して事業実施に向けた活動を実施する。</p> <p>2, 具体的取組内容            ・市町村に対する普及活動(10市町村)</p>																					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																								
目標	-	55	58	63	65	67																																								
実績	52	59	61	64																																										

農山漁村の活性化

農山漁村の活性化

指 標 : 活性化計画の作成市町村数  
目標年度 : H21 (全体目標はH23年)  
担 当 部 : 農村計画部 / 整備部

(単位: 市町村)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
目 標	-	-	-	16	31	47
実 績	-	-	-	13		

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(農山漁村活性化法)が19年度8月に施行された。また、21世紀新農政2007では、この新たな制度の活用により「今後、5年間に全国の市町村での過半(1,000以上)で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出」とされている。このことを踏まえ、活性化計画が策定される市町村数を目標として設定する。具体的には、今後5年間(H19~H23)に管内の市町村の過半で活性化計画の作成を目指すこととし、数値目標として、H23年度までに78市町村程度、目標年度のH21年度までに47市町村程度とする。

### 1, 取組の方向

人口減少や高齢化が進み活力が低下している農山漁村において、地域間交流や定住等の促進を図るため、「地方再生戦略」(地域活性化統合本部)に基づき、省庁連携による地域活性化に向けた取組を総合的に推進する「地方連絡室」が地域ブロックごとに設置された。このため、平成20年度から始まる「地方の元気再生事業」や「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの関連施策の取組を積極的に推進するとともに、地方公共団体、関係省庁との連携強化などを通じ、農山漁村活性化プロジェクトの普及・推進を図る。

### 2, 具体的取組内容

#### (1) 地域ニーズの把握

県や市町村との連携強化などを通じ、地域ニーズの把握を行うとともに、それに対応した支援事業の実施や子ども農山漁村交流プロジェクトなどの関連施策との連携強化に向けて助言・指導を行う。

#### (2) 関連省庁との連携

内閣官房地域活性化統合事務局の地域活性化推進連絡会議(仮称)の一員として各出先機関との連絡調整を図りながら、農山漁村地域の活性化に向けた取組を推進する。

#### (3) 農山漁村活性化プロジェクトの普及・推進

現在掲載しているHP(「農山漁村活性化支援窓口」)を活用し、PRパンフレットや地域活性化の取組事例等の紹介などを通じ、農山漁村活性化プロジェクトの普及・推進を図る。